

令和7年度旭川市農業委員会1回総会議事録

- 1 開催日 令和7年4月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後3時45分開会 午後4時15分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 23名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 4番 吉田 豪人
 - 6番 佐藤 絢也
 - 7番 佐藤 慎二
 - 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之
 - 10番 中島 張
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭
 - 15番 只石 博幸
 - 16番 柿木 和恵
 - 17番 廣田 健太郎
 - 18番 廣瀬 康行
 - 19番 小竹 一茂
 - 20番 山中 泰典
 - 21番 千代 圭
 - 22番 佐藤 博則
 - 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 3番 松原 朗
 - 5番 市田 敏行
 - 14番 石尾 卓也
 - 23番 鈴木 剛
- 6 事務局職員
 - 太田事務局長
 - 有馬事務局次長
 - 栗山副主幹
 - 西村副主幹
 - 稲場主査
 - 斉藤
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員
 - 22番 佐藤 博則
 - 24番 高橋 一政
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について
 - (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案の提出について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について（審議）
 - (5) 議案第5号 旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (8) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第4号 現地目証明願について（専決）
 - (10) 報告第5号 農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について
 - (11) 報告第6号 令和6年度旭川市農業委員会活動報告について
 - (12) 報告第7号 令和7年度旭川市農業委員会予算について
 - (13) 追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画の認可申請について

10 議事

○議長（山田 孝） ただ今から、令和7年度旭川市農業委員会第1回総会を開会いたします。
本総会の冒頭にあたりまして、本日の運営委員会で総会の議事進行の一部見直しについて協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

1点目、これまで、農業委員会等に関する法律第31条及び旭川市農業委員会規則第12条の規定に基づき、利害関係のある委員については該当案件の審議中に退席していただいておりますが、今後は、同条に定める議事への参与の禁止を踏まえたうえで、退席までは求めず、自席に着席のまま発言や表決を控えていただく形に変更いたします。

2点目、これまで、議長が「事務局から説明いたします」と申し上げた後に、事務局員が「事務局」と前置きしておりましたが、すでに議長から事務局が説明する旨をお伝えしていることから、今後はその前置きは省略し、そのまま説明に入る形といたします。

公正性の確保という基本的な考え方はこれまでと変わりませんが、より円滑で効率的な運営を図るための見直しですので、皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、本日の委員の出欠状況について、御報告いたします。

本日の出席委員数は23名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員等の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 事務局。

御報告申し上げます。本日の総会に、3番松原委員、5番市田委員、14番石尾委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号22番佐藤博則委員、24番高橋委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が1件の合計2件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転、使用貸借権の設定ともに東鷹栖地区となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号1番につきましては、川上委員に関係がありますので、川上委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 議案書の1ページ、所有権移転の番号1番は、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲渡人、譲受人それぞれが、効率的に耕作しようとする案件でございます。

本件につきましては、議案補足資料1ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番について異議なしと認め、許可することに決定いたします。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 番号2番の使用貸借権の設定につきましては、貸主が所有する農地を借主を変更して貸付し、借主が経営規模拡大を図る案件でございます。

議案補足資料2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号2番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号2番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

続きまして、日程第2議案第2号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第2議案第2号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは3ページ、議案補足資料は3ページないし6ページでございます。

本件につきましては、東鷹栖地区の認定農業者が農業用施設を設置するに当たり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無について判断を頂くものです。なお、支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、北海道から意見聴取し、農業委員会の判断が適当であるとされた場合に、農地法の規定による転用許可が不要となるものでございます。

議案補足資料3ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭川北ICから北西へ約4kmに位置します。

次に、資料4ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、乾燥調製施設、籾殻堆肥処理場、荷捌場(にさばきば)、駐機場等を整備する計画です。

次に、資料5ページの籾殻飛散防止図を御覧ください。

こちらに記載のとおり、籾殻堆積場の周囲をコンクリートパネルで囲い、更に高さ2.7mまで防風ネットで周囲を囲むなど籾殻の飛散防止を図る計画となっております。

次に、資料6ページの農地転用総括表を御覧ください。下段に記載の「6転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄」に記載のとおり、周辺農地に支障を生ずるおそれがないよう対策を講じる計画となっております。

なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、JA及び土地改良区から「支障ない」旨の意見を頂いておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「周辺の農地に係る(かかる)営農条件に支障を生ずるおそれは無い」と判断し、北海道から意見(いけん)聴取(ちょうしゅ)することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは5ページないし7ページでございます。
御審議いただきます農用地利用集積等促進計画案は、利用権の設定が4件でございます。
地区の内訳ですが、東鷹栖地区が2件、永山地区が1件、西神楽地区が1件となっております。
面積は32.5haでございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。
要請に基づき北海道農業公社が促進計画を定めた場合は、4月1日施行の道条例で権限委譲されたことから、農業委員会が認可することとなりました。そのため、計画案のとおり認可申請があった場合に、申請のとおり認可することも併せて審議いただくものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号1番につきましては、中島委員に関係がありますので、中島委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 議案書の5ページ、番号1番は稼働力不足による新規貸し付けでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
続きまして、番号4番につきましては、私に関係がありますので、発言及び表決については控えさせていただき、その間の議事進行を滝川職務代理者をお願いいたします。

- 副議長（滝川 岳雪） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（栗山副主幹） 議案書の7ページ、番号4番は解約による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（滝川 岳雪） それでは、番号4番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（滝川 岳雪） それでは、番号4番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
それでは、議事進行を再び山田会長にお願いいたします。
- 議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（栗山副主幹） 議事参与制限の2件を除いた他の2件につきましては、番号2番が稼働力不足による新規貸し付け、番号3番が期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号2番及び3番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号2番及び3番につきましては「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場副主幹） 日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは9ページでございます。
西神楽地区で1件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第5議案第5号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 日程第5議案第5号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を御説明いたします。
該当ページは、議案書の11ページ、議案補足資料が7ページでございます。

本件は令和元年に全国で発生した農業委員の不祥事を受けて、全国農業委員会会長代表者集会において決議された、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせに関するものです。

北海道農業会議からは毎年度、各農業委員会で決議を行い、審議内容を議事録に残して公表するように求められていることから、今月の総会で決議したいと考えております。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場副主幹) 日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは13ページ及び14ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に5件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区3件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第7報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは15ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に18の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料8ページないし25ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは17ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で1件ございました。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第9報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページ及び20ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が6件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第10報告第5号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第10報告第5号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは21ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求が1件ありました。

いずれも内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理にて届出等を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第6号「令和6年度旭川市農業委員会活動報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第11報告第6号「令和6年度旭川市農業委員会活動報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは23ページ、議案補足資料は26ページないし28ページでございます。

本件は昨年度策定した活動計画の報告であります。

ほぼ計画に沿った活動を行うことが出来ましたが、特徴的なのは、農地の所有権移転や貸借の処理件数が大幅に増加した点です。

農業経営基盤強化促進法の改正により、今年度から売買価格の数パーセントの手数料がかかることなどを見越したことかと推測されますが、令和5年度と比較して、あっせん売買件数が27件から44件で約1.6倍、農地法第3条売買件数が58件から89件で約1.5倍、強化法の貸借件数が478件から821件で約1.7倍と、大幅な増加となりました。

また、農業者年金対策の推進につきましては、お忙しい中、訪問活動を行っていただいた委員の皆様のご尽力により、新規加入者数が前年度の8人を大きく上回る13人となっております。

その他活動項目につきましては、実績に伴う数値等を記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第7号「令和7年度旭川市農業委員会予算について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（齊藤） 日程第12報告第7号「令和7年度旭川市農業委員会予算について」を御説明いたします。議案書の該当ページは25ページ、議案補足資料は29ページ

でございます。

前年度と比較して、歳入は417,000円減の22,544,000円、歳出は119,000円増の38,614,000円となっています。歳入と歳出の差額16,070,000円は、市費で賄うことになります。

以上、歳入歳出に増減している項目はありますが、農業委員会が活動するための予算は確保されています。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第7号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第13追加議案第1号「農用地利用集積等促進計画の認可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第13追加議案第1号「農用地利用集積等促進計画の認可申請について」を御説明いたします。

机の上にお配りした追加議案書を御覧ください。

該当ページは1ページでございます。

本案件については令和7年2月25日開催の令和6年度第11回総会で農用地利用集積等促進計画案を北海道農業公社に提出することを決定したのですが、権限委譲を受けた令和7年4月1日以降に北海道農業公社からの促進計画認可申請があったことから認可することについて御審議いただくものです。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、追加議案第1号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、追加議案第1号について「異議なし」と認め、本促進計画を認可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度旭川市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 佐藤 博則

署名委員 高橋 一政